

令和3年度答申第75号
令和4年3月4日

諮問番号 令和3年度諮問第79号及び第80号（いずれも令和4年1月31日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁（諮問第79号）及び同X₂（諮問第80号）からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X₁及び同X₂が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請（以下「本件各申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人らは同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件各申請を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項は、国は、中国残留邦人等のうち、特定中国残留邦人等に対し、一時金を支給すると規定している。

そして、中国残留邦人等自立支援法2条1項は、上記の「中国残留邦人等」とは、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等（1号）をいうほか、②中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者（2号）をいうと規定している。

上記の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）2条が、樺太の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの（1号）、前号に掲げる者を両親として同月3日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者（2号）等とすると規定している。

(2) 中国残留邦人等自立支援法13条1項及び2項は、上記(1)の「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している。

(3) 上記(2)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとするとして規定している。

(4) 上記(3)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9

日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らの父のP（戸籍上は、「P'」と表記されている。以下「父P'」という。）は昭和19年に、審査請求人らの母のQ（以下「母Q」という。）は昭和20年に当時の樺太（現在のサハリン。以下「樺太」という。）に渡った。父P'と母Qは、出稼ぎ先の製材所で知り合い、一緒になった。

（戸籍全部事項証明書（審査請求人X₁）、審査請求人X₂の「永住帰国をしたい旨の申立書」、「回想録」と題する書面）

- (2) 父P'と母Qは、終戦後も引き続き樺太で生活し、父P'と母Qの間には、昭和23年a月b日に長女のR（以下「長女R」という。）が、昭和28年c月d日に二女の審査請求人X₁が、昭和30年e月f日に三女の審査請求人X₂が、昭和33年g月h日に長男のS（以下「長男S」という。）が樺太で出生した。

父P'と母Qは、昭和40年3月25日に樺太で婚姻登録をした。

なお、父P'は昭和46年8月2日に、母Qは平成13年2月26日に樺太で死亡した。

（長女Rの出生証明書及び名前変更証明書、戸籍全部事項証明書（審査請求人X₁）、審査請求人X₂の出生証明書、長男Sの出生証明書、父P'と母Qの結婚証明書、父P'の死亡証明書、母Qの死亡証明書）

- (3) 長女R及び審査請求人X₂は平成23年1月25日に、審査請求人X₁は平成24年2月2日に、長男Sは同年7月24日に初めて日本に永住帰国した。

（各「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」）

- (4) 処分庁は、平成24年10月30日付けで、長女Rに対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、一時金を支給する決定をした。

(支給決定通知書)

- (5) 審査請求人X₁は平成29年9月27日に、審査請求人X₂は平成30年12月3日に、処分庁に対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請（本件各申請）をした。

(各「特定中国残留邦人等に対する一時金申請書」)

- (6) 処分庁は、令和2年10月2日付けの各却下通知書により、審査請求人らに対し、本件各申請を却下する処分（本件各却下処分）をした。

なお、上記の各却下通知書には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記の各却下通知書に添付された審査請求人らを名宛人とする各書面には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、ソ連政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：P様、母：Q様の二女（注：審査請求人X₁宛ての書面。審査請求人X₂宛ての書面では「三女」）として昭和28年c月d日（注：審査請求人X₁宛ての書面。審査請求人X₂宛ての書面では「昭和30年e月f日」）に樺太等で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き樺太等の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(各却下通知書)

- (7) 審査請求人らは、令和3年1月6日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和4年1月31日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

3 審査請求人らの主張の要旨

- (1) 本件各却下処分は、審査請求人らの父母の残留状況が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き樺太等の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められ」ないことを理由とするが、審査請求人らは、父母から、なぜ樺太に残留したのかについて、その事情を聞かされていない。したがって、審査請求人らは、本件各申請の際に上記事情を詳述することができなかった。また、審査請求人らは、本件各審査請求の際に日記や手紙等の関係資料を探したが、それらを見付けることができなかった。
- (2) しかし、前期集団引揚げ時と個別引揚げ時には、以下の事情があったと考えるべきである。
 - ア 前期集団引揚げ時には、帰国の希望者が多く、金持ちから先に引揚げ船への乗船が決まったから、裕福でなかった審査請求人らの父母には、乗船の順番が回ってこなかったと考えるべきである。
 - イ 個別引揚げ時には、審査請求人らの父母は帰国の準備を進め、審査請求人らも学校でお別れの挨拶までしているから、出発の直前に、帰国の許可が得られなかったか、又は帰国の許可が取り消されたと考えるべきである。
- (3) 審査請求人らの父母は、帰国を強く希望していたが、上記(2)の事情により帰国することができなかったのであるから、本件各却下処分の取消しを求める。

第2 各諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、樺太残留邦人については、ソ連による留用の影響、集団引揚げ以外の個別引揚げがソ連政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく、引き続きソ連の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人らが特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

(1) 本件各申請の際に審査請求人らの父母が樺太に残留した事情を詳述することができなかったとの審査請求人らの主張について

審査請求人らは、本件各審査請求においても、父母から、樺太に残留した事情を聞かされていないし、日記や手紙等の関係資料を見付けることができなかったと主張するだけで、父母が樺太に残留した事情を示していないから、審査請求人らの上記主張は、本件各却下処分を判断を左右するものではない。

(2) 審査請求人らの父母がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により引き続き樺太に残留することを余儀なくされた事情について

父P'が、未帰還者を調査するための通信に対し、在ソ連日本国大使館宛てに送付した書簡には、「私夫婦はソ連のパスポートを貰い、子供も4人おりますし、子供達はソ連の学校に通っていますから日本に帰る意思はございません」との記載があること、母Qが昭和33年に日本の親族に宛てた手紙からは、帰国希望のあることがうかがわれるものの、母Qがその後の昭和35年に日本の親族に宛てた手紙には、「私達も今のところ帰りそうにもありません」との記載があることから判断すれば、審査請求人らの父母に対するソ連による留用やソ連政府による帰国の不許可などの事情があったとは認められないから、処分庁が、審査請求人らの父母について、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとは認められないと判断したことは、不合理とはいえない。

また、審査請求人らは、前期集団引揚げ時には、裕福でなかった審査請求人らの父母には、引揚げ船への乗船の順番が回ってこなかったと主張する。しかし、前期集団引揚げ時には、生活困窮者、病弱者等も帰国しているから、審査請求人らの上記主張は、本件各却下処分を判断を左右するものではない。

さらに、審査請求人らは、個別引揚げ時には、出発の直前に、帰国の許可が得られなかったか、又は帰国の許可が取り消されたと考えるべきであると主張する。しかし、審査請求人らから、そのことを立証する資料の提出はない。一方、処分庁は、審査請求人らが提出した資料に加えて、処分

庁が保管している資料についても調査検討をした上で、本件各却下処分をしている。したがって、審査請求人らの上記主張は、本件各却下処分の判断を左右するものではない。

3 結論

以上によると、審査請求人らの父母は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き樺太に残留することを余儀なくされたものとは認められないから、審査請求人らの父母に養育されていた審査請求人らは、特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件各却下処分は適法かつ正当であり、本件各審査請求は理由がないからいずれも棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないからいずれも棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件各申請から本件各諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件各申請の受付（処分庁）：平成29年9月27日

（審査請求人X₁）

平成30年12月3日

（審査請求人X₂）

本件各却下処分：令和2年10月2日

（本件各申請の受付から約3年（審査請求人X₁）、約1年10か月（審査請求人X₂））

本件各審査請求の受付：令和3年1月6日

各反論書等不送付通知書の受付：同年6月24日

各審理員意見書の提出：同年10月25日

（各反論書等不送付通知書の受付から約4か月）

本件各諮問：令和4年1月31日

（各審理員意見書の提出から約3か月、本件各審査請求の受付から約1年1か月）

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件各申請の受付から本件各

却下処分までに、審査請求人X₁については約3年もの長期間を、審査請求人X₂についても約1年10か月の期間を要している。中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づく一時金の支給申請の処理については、その性質上、関係資料の調査検討に相当の期間を要することを考慮に入れても、本件は、関係資料の分量及びその内容に鑑みると、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、各反論書等不送付通知書の受付から各審理員意見書の提出までに約4か月、各審理員意見書の提出から本件各諮問までに約3か月を要した結果、本件各審査請求の受付から本件各諮問までに約1年1か月の期間を要している。しかし、本件において、上記の各手続にそれぞれ上記の期間を要する事情があったとは考えられない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等は、昭和22年1月1日以降に生まれた者の場合には、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など」をいうものとされている（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

そうすると、審査請求人らは、「昭和25年以降に出生した者」である（上記第1の2の(2)）から、本件では、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたと認められる

か否かが問題となる。そして、審査請求人らは、中国残留邦人等自立支援法2条1項1号に規定する中国残留邦人ではなく、同項2号に規定する樺太残留邦人であるから、本件で検討すべき「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響」とは、「留用、ソ連政府による帰国の不許可など」をいうことになる。

なお、審査請求人らは、当時、父P'と母Qによって（父P'の死亡後は、母Qによって）養育監護されていた（上記第1の2の(2)）から、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを判断するには、父P'と母Qが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを検討するのが相当である。

(2) そこで、まず、父P'と母Qの職業・経歴を検討すると、以下のとおりである（各「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」、審査請求人X₂の「永住帰国をしたい旨の申立書」、長女Rの「昭和22年1月1日以後に生まれた方の申立書」及び「永住帰国をしたい旨の申立書」、母Qの兄宛ての手紙（昭和33年12月10日付け）、父P'の死亡証明書、父P'と母Qの結婚証明書、母Qの死亡証明書）。

ア 父P'

父P'は、昭和19年に出稼ぎのために樺太に渡り、製材所で林木の伐採の仕事をしていたところ、製材所で働いていた母Qと知り合っ一緒になった（ただし、樺太で婚姻登録をしたのは、昭和40年3月25日である。）。

父P'は、終戦後は、漁業コンビナートでボイラー技師として働き、その後は、昭和46年8月2日に樺太で死亡するまで、雑役の仕事をしてきた。

なお、父P'は、昭和33年時点でソ連国籍を取得していた。

イ 母Q

母Qは、昭和20年に出稼ぎのために樺太に渡り、製材所で働いていたところ、父P'と知り合っ一緒になり、以後は、専業主婦であったが、父P'が死亡した後は、バス会社で車庫の守衛として働き、平成13年2月26日に樺太で死亡した。

なお、母Qも、昭和33年時点でソ連国籍を取得していた。

以上の父P'と母Qの職業・経歴から判断すれば、父P'と母Qがソ連に

より留用されたために日本に帰国することができなかったという事情はうかがわれない。

(3) 次に、審査請求人らの主張について検討する。

審査請求人らは、父母は帰国を強く希望していたが、①前期集団引揚げ時には、帰国の希望者が多く、金持ちから先に引揚げ船への乗船が決まったから、裕福でなかった審査請求人らの父母には、乗船の順番が回ってこなかったと考えるべきであるし、②個別引揚げ時には、父母は帰国の準備を進め、審査請求人らも学校でお別れの挨拶までしているから、出発の直前に、帰国の許可が得られなかったか、又は帰国の許可が取り消されたと考えているべきであると主張する（上記第1の3の(2)及び(3)）。

しかし、樺太における前期集団引揚げに関する資料（外務省管理局引揚課樺太係作成の「南樺太に於ける戦後の日本人の状況」）によれば、樺太における前期集団引揚げは、第1次（昭和21年12月）から第5次（昭和24年7月）まで実施され、第1次の引揚げは、失業者、生活困窮者、女世帯の者等に割り当てられたものの、日本人間において引揚げをめぐる猛運動が開始され、贈賄が頻繁に行われて有力者が多数引き揚げたが、第2次以降の引揚げでは、生活困窮者、病弱者等を優先的に引き揚げさせたことが認められるから、審査請求人らの父母が裕福でなかったために引き揚げることができなかったという上記①の主張は、採用することができない。

また、一件記録を精査しても、審査請求人らの父母がソ連政府による帰国の不許可又は帰国の許可の取消しのために引き揚げることができなかったと認めることができる資料は見当たらないから、上記②の主張も、採用することができない。

(4) なお、そもそも、審査請求人らの父母が帰国を希望していたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 父P'の帰国希望について

父P'は、在ソ連日本国大使館宛ての手紙（昭和36年10月15日付け）において、「1961年（注：昭和36年）8月に日本（中略）から私の妻（中略）が手紙を貰いました。手紙の内容では何人家族か、又日本へ帰る意思があるか、何処のパスポートであるかとありました。私夫婦はソ連のパスポートを貰い、子供も4人おりますし、子供達はソ連の学校に通っていますから日本に帰る意思はございませんから今後こんな手紙の来

ないように日本の領事館にお願いいたします。」と記載している。

そうすると、父P'は、自らの意思で樺太に引き続き残留することを選択したものと認めるのが相当であり、この認定に反する資料は、見当たらない。

イ 母Qの帰国希望について

(ア) おぼえがき資料通報

帰還者が、母Qに関し、「ソ連国籍を有し帰国希望を持ち乍ら意を得ず」との証言（昭和32年10月）や「本人は帰国を希望しているが、夫（中略）が希望しない」との証言（昭和33年10月）をしている。

(イ) 母Qの兄宛ての手紙（昭和33年12月10日付け）

母Qは、上記手紙において、「私達は、子供の学校のためにソ連の国籍にしたので、呼びもどしの手続きをお願い致します。」と記載している。

(ウ) 母Qの実家宛ての手紙

母Qは、上記手紙において、「私たちも皆元気になっていますから 安心ください（中略）今でわ私たちの方でわなんでもございますからふじゅうわして居りません（中略）私たちも今のところかえりそうにもありませんがあまりしんばいしないでください。今わ家もじぶんの家だしくらしにわらくでございますからあんしてください。」と記載している。

(エ) 厚生省の母Q宛ての通信照会（昭和36年7月21日）

上記通信照会に対し、母Qは、返信をしていない（なお、この通信照会があったことを受けて、父P'が上記アの在ソ連日本国大使館宛ての手紙を出したものと考えられる。）。

上記(ア)及び(イ)によれば、母Qは、もともとは帰国希望を有していたことがうかがわれるが、上記(ア)及び上記アのとおり、父P'に帰国希望がなかったことに加えて、上記(ウ)のとおり、樺太に自分の家を持ち、生活に困っていなかったことから、母Qも、帰国を希望しなくなったものと考えられる。そして、一件記録を精査しても、母Qが父P'の死亡後に帰国希望があることを伝えたという形跡はうかがわれない。

そうすると、母Qも、自らの意思で樺太に引き続き残留することを選択したものと認めるのが相当であり、この認定に反する資料は、見当たらない。

(5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、父P' と母Qは、自らの意思で樺太に引き続き残留することを選択したものと認めるのが相当であるから、父P' と母Qの養育監護（父P' の死亡後は、母Qの養育監護）の下にあった審査請求人らも、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたものとは認められない。

したがって、審査請求人らは、いずれも中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しないから、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美